合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社天鷺ワインと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月二十八日

秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町九二番地の二

株式会社史跡保存伝承の里天鷺村

代表取締役　藤原由美子

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社十六ディーシーカードと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月二十八日

岐阜市神田町七丁目一二番地

株式会社十六ジェーシービー

代表取締役　小里　孝

第九期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	二二、五三八
資産の部合計	二二、五三八
負債及び純資産の部	
流動負債	七、二八四
賞与引当金	一、八二七
その他	五、四五七
負債の部合計	七、二八四
株主資本	一五、二五四
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	五、二五四
その他利益剰余金	五、二五四
（当期純利益）	（八二四）
純資産の部合計	一五、二五四
負債及び純資産の部合計	二二、五三八

東京都墨田区文花二丁目一番三号

花王ピオニー株式会社

代表取締役　芳川　勝美

第四十一期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部	
流動資産	二二九
固定資産	七〇
資産の部合計	二九九
負債及び純資産の部	
流動負債	一五八
賞与引当金	二六
その他	一三二
負債の部合計	一五八
株主資本	一四一
資本金	一二
利益剰余金	一二九
その他利益剰余金	三
（当期純利益）	一二六
純資産の部合計	（五）
負債及び純資産の部合計	一四一
	二九九

東京都中央区新川一丁目四番一号

株式会社消費生活研究所

代表取締役　宮脇　賢治

第七十六期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部	
流動資産	四〇五
固定資産	四八
資産の部合計	四五四
負債及び純資産の部	
流動負債	三一九
賞与引当金	八二
その他	二三六
固定負債	一九
負債の部合計	三三八
株主資本	一一五
資本金	九九
利益剰余金	一六
利益準備金	二四
その他利益剰余金	△七
（当期純利益）	（九五）
純資産の部合計	一一五
負債及び純資産の部合計	四五四

東京都墨田区文花二丁目一番三号

花王ビジネスアソシエ株式会社

代表取締役　瀬戸口　徹

第三十五期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部	
流動資産	四、七八二
固定資産	三七八
資産の部合計	五、一六一
負債及び純資産の部	
流動負債	三、五一七
賞与引当金	四九三
その他	三、〇二三
固定負債	一三四
退職給付引当金	三二
その他	一〇二
負債の部合計	三、六五二
株主資本	一、五〇九
資本金	一五
資本剰余金	一八九
資本準備金	一八九
利益剰余金	一、三〇四
その他利益剰余金	三六
（当期純利益）	一、二六八
純資産の部合計	（五九三）
負債及び純資産の部合計	一、五〇九
	五、一六一

東京都墨田区文花二丁目一番三号

花王ロジスティクス株式会社

代表取締役　安井　尚人

第十八期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部	
流動資産	九二二
固定資産	一、七六四
資産の部合計	二、六八六
負債及び純資産の部	
流動負債	二、〇七三
固定負債	一、七二〇
負債の部合計	三、七九三
株主資本	△一、一〇八
資本金	一〇〇
利益剰余金	△一、二〇八
利益準備金	二五
その他利益剰余金	△一、二三三
（二〇〇）	
純資産の部合計	△一、一〇八
負債及び純資産の部合計	二、六八六

香川県丸亀市郡家町二三九三番地二

株式会社花王システム物流株式会社

代表取締役　安井　尚人

配当公告

右の者に対する高松地方裁判所丸亀支部平成二十四年（フ）第八三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四七、四〇八、二五一円

一、配当することのできる金額

金三四、八三二、七三五円

平成二十六年二月二十八日

香川県丸亀市塩飽町七番地二　県信ビル二階

破産管財人　籠池　信宏

配当公告

大阪府大阪市西淀川区佃一丁目一番四七―五〇三号、破産手続開始決定時の住所香川県善通寺市弘田町二七四番地　破産者　櫻田　芳彦

右の者に対する高松地方裁判所丸亀支部平成二十四年（フ）第八二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九六、六九八、〇八六円

一、配当することのできる金額

金二六、一九一、八〇六円

平成二十六年二月二十八日

香川県丸亀市塩飽町七番地二　県信ビル二階

破産管財人　籠池　信宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道斜里郡斜里町字以久科南六一番地、最後の住所北海道斜里郡斜里町字以久科南六〇番地　被相続人　亡　山田紀美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十八日

北海道網走市台町三丁目八番五号

相続財産管理人　河邊　雅浩